

平成 30 年 12 月 18 日  
(令和 2 年 6 月 11 日問 4 追加)

厚生労働省老健局介護保険計画課  
老人保健課

第 7 期介護保険事業計画における必要利用定員総数と  
介護医療院への転換との関係について、自治体から当課に寄せられた質問と回答

療養病床等が介護医療院に転換する場合の必要利用定員総数の考え方については、平成 29 年 8 月 10 日付の事務連絡「第 7 期介護保険事業（支援）計画の策定における療養病床、介護医療院等の取扱いに関する基本的考え方について」（以下「事務連絡」という。）において示したところです。これに関して、平成 30 年 4 月以降、複数の自治体から類似の質問が寄せられているため、当該質問に対する当課の回答内容を紹介します。

（問 1） 第 7 期介護保険事業支援計画に定める必要入所定員総数を超える介護保険施設の新設は、総量規制の対象となるので許可できないものと理解していますが、よろしいですか。

（答）

- 都道府県におけるいわゆる総量規制とは、介護医療院への転換の意向や地域の実情等を勘案して介護保険事業支援計画に必要入所定員総数を定め、介護保険事業支援計画遂行に鑑み、当該必要入所定員総数を超えて許可の申請があった場合に「許可を与えないことができる」とされているものです。

（問 2） 介護医療院の開設許可は、医療保険適用の療養病床、介護療養型医療施設又は事務連絡 1（2）の介護老人保健施設からの転換以外の、例えば、精神病床等からの転換を受け付けることは可能ですか。

（答）

- 精神病床等から転換し介護医療院を開設することは可能です。この場合、当該都道府県において、高齢者の慢性期の医療・介護ニーズや、事業者の参入意向等を把握した上で、必要入所定員総数として設定することが必要です。

(問3) 医療保険適用の療養病床又は介護療養型医療施設が、事務連絡1(2)の介護老人保健施設に転換した後に、入所定員を療養病床からの転換によらず新規に増床しました。この介護老人保健施設の全床を介護医療院に転換する場合、増床分は、いわゆる総量規制の対象となりますか。

(答)

- 事務連絡1(2)の介護老人保健施設に転換した後の新規増床による入所定員の増加分は、必要入所定員総数に基づき、いわゆる総量規制の対象となります。

(問4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の附則において、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所が転換を行って介護医療院を開設する場合の療養室の床面積等の経過措置が規定されていますが、本経過措置は、精神病床、感染症病床、結核病床又は一般病床を転換して介護医療院を開設する場合も適用されますか。

(答)

- 適用されます。

<担当>

問1～3 老健局介護保険計画課計画係  
03-5253-1111 内線 2175

問4 老健局老人保健課老人保健施設係  
03-5253-1111 内線 2174